紛失届出

外　務　大　臣　殿　　令和　　年　　月　　日届出

在　　大使　総領事　殿

旅券法第18条第１項第7号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

法定代理人(親権者、後見人など)署名

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項

1．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。
2．この届出書は、紛失(焼失)旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類　□警察盗難届出立証書　□遺失物届出立証書　□罹災証明　□その他（　　）

本人確認欄

(1点でよい書類)
- □日本国旅券
- □運転免許証
- □個人番号カード
- □船員手帳
- □海技免状
- □猟銃等所持許可証
- □戦傷病者手帳
- □宅建取引士証
- □電気工事士免状
- □無線従事者免許証
- □官公庁職員身分証明書
- □身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）

(2点必要な書類)

以下の資格確認書
- □国民健康保険
- □健康保険
- □船員保険
- □後期高齢者医療
- □国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済制度

その他
- □介護保険証
- □年金証書等
- □印鑑登録証明書及び実印
- □その他写真付きの身分証明書

□一時帰国者

官公庁記載欄

□本人　□代理

（令和七年五月改正）

用紙の大きさはA4又はレターサイズ